



質問 所得控除の見直しについて

回答

我が国の個人所得課税は、さまざまな収入の中でも、給与所得者と年金所得者に特別に優遇を認める仕組みになっており、実質的に会社員と同じ境遇にある請負労働者等を含む多様な働き方の拡充を想定していない制度となっています。そこで、給与所得控除と公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除に振り替えることにより、近年の働き方の多様化に対応した、働き方の違いによらない仕組みとすることとされました。

(適用時期については、平成32年分以後の所得税および平成33年度分以後の個人住民税となります)

(1)給与所得控除の引き下げ

①控除額が一律10万円引き下げられます。

②給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円に引き下げられます。

ただし、子育てや介護に対して配慮する観点から、22歳以下の扶養親族が同一生計内にいる者や特別障害者控除の対象となる扶養親族が同一生計内にいる者については負担増にならないよう配慮されています。

(2)公的年金等制度の見直し

公的年金等控除については、給与所得控除とは異なり収入が増加しても控除額に上限はなく、年金以外の所得がいくら高くても年金のみで暮らす者と同じ控除が受けられるなど、高所得の年金受給者にとって手厚い仕組みとなっています。

主要先進国では、基本的に拠出段階、給付段階のいずれかで課税される仕組みを伴っていますが、日本では、拠出段階では全額控除、給付段階でも公的年金等控除が受けられ、拠出・給付の両段階で十分な課税がなされない仕組みとなっています。

こうした点を踏まえ、世代内・世代間の公平性を確保する観点から公的年金等控除について、控除額が一律10万円引き下げられ、公的年金等収入が、1,000万円を超える場合、控除額に上限(195万5千円)を設けることになりました。

また、公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円を超える場合には控除額が10万円引き下げられ、2,000万円を超える場合には控除額が20万円引き下げられることになりました。